

旧優生保護法下、強制不妊手術等による問題

～ 子どもを産み育てる権利を奪われたろうあ者 ～

旧優生保護法下、強制不妊手術等問題

きっかけは

2018年1月に宮城
県の知的障害をもつ
女性が提訴

ろう者にも被害を受けた実例がある。
全国手話通訳問題研究誌(第114号2010
年12月31日発行)『手話 魅力あることば
阪口ユリさんの手話表現』の他、盲腸と
偽って不妊手術を受けさせられた人がいる
等話題

旧優生保護法とは

1948

優生上の見地から不良な子孫の出生を防止

約2万5000人が優生手術を受けさせられ、そのうち約1万6500人が本人の同意なしで手術を強制された。

また、本人、配偶者又は近親者が遺伝性疾患又は精神障害を有している人及び本人又は配偶者がハンセン病患者である人に対しては「本人の同意」による優生手術がなされた。

1996

優生保護法廃止に伴い、母体保護法へ改正

優生思想に基づく優生手術・人工中絶の分類

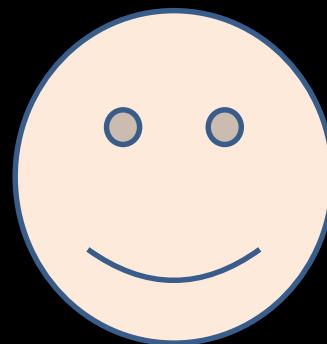
| | | 条文 | 日弁意見書による呼称 | 条文文言 |
|--------|------------|---|------------------------------|--|
| 優生手術 | 同意を得て行う手術 | 3条1号 本人の同意並びに配偶者(届出をしない事実上婚姻関係と同様な事情がある者を含む)があるときはその同意 | 3条2号 同意のある遺伝性疾患を理由とする優生手術 | 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの。 |
| | | 3条3号 ハンセン病を理由とする優生手術 | | 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。 |
| | | 3条4号 都道府県優生保護審査会により優生手術を行うことが適当と認められた場合 | 4条 審査による遺伝性疾患を理由とする優生手術 | 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの。 |
| 人工妊娠中絶 | 本人及び配偶者の同意 | 12条 非遺伝性疾患を理由とする優生手術 | | 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。 |
| | | 14条1号 遺伝性疾患を理由とする中絶 | | 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹っている者について、精神衛生法(昭和25年法律第123号)第20条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第21条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。 |
| | | 14条2号 ハンセン病を理由とする中絶 | | 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。 |
| | | 14条3号 ハンセン病を理由とする中絶 | | 本人又は配偶者が癩疾患に罹っているもの。 |

連盟がろう者における強制不妊手術、断種手術、中絶手術についての実態調査

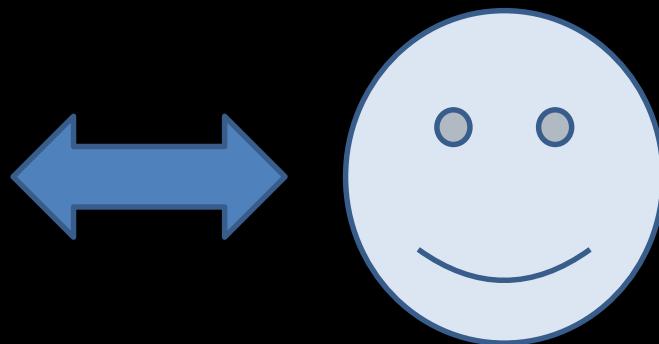
資料の保管期間が終了等、当時の手術等の実態を証明するものが少なく、手話を第一言語とする高齢聴覚障害者の場合、筆談では意思疎通を図ることや自分の想いを伝えられず、行政の調査だけでは被害が埋もれてしまう可能性大。

そこで、ろう者団体として、強制不妊手術等の被害者数、実態把握のため、3月25日～12月31日まで実施。

全日本ろうあ連盟の加盟団体(47都道府県の聴覚障害者・ろう協会)が中心となり、各地域の聴覚障害者関係団体と連携を図りながら、面談による聞き取り調査



調査員



聴覚障害者

被害を受けている可能性がある聴覚障害者。全日本ろうあ連盟会員、非会員は問わない。すでに死亡している場合も数を入れる。

実態調査期間

3月25日～12月31日まで

実態調査をお願いした結果

12月31日時点で、47団体のうち、被害該当者有団体は24団体、被害該当者無団体は2団体、調査困難のため未実施11団体、1月以降も調査継続の希望、また報告待ち団体は10団体。

大阪大会で記者会見



訴える大矢遼氏



マスコミ関係者18社

| No. | 都道府県名 | 該当者性別(人数) | | 方法(件数) | | | |
|-----|-------|-----------|-----|--------|----|----|----|
| | | 男性 | 女性 | 断種 | 不妊 | 中絶 | 不明 |
| 1 | 北海道 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 2 | 青森県 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 3 | 宮城県 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| 4 | 山形県 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 東京都 | 4 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 |
| 6 | 長野県 | 5 | 7 | 5 | 6 | 4 | 0 |
| 7 | 富山県 | 0 | 3 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| 8 | 石川県 | 1 | 4 | 1 | 2 | 2 | 0 |
| 9 | 静岡県 | 5 | 11 | 5 | 9 | 2 | 0 |
| 10 | 三重県 | 4 | 9 | 4 | 9 | 0 | 0 |
| 11 | 京都府 | 3 | 9 | 3 | 0 | 0 | 9 |
| 12 | 大阪府 | 1 | 14 | 1 | 10 | 10 | 0 |
| 13 | 兵庫県※① | 3 | 11 | 3 | 5 | 13 | 0 |
| 14 | 奈良県 | 1 | 2 | 1 | 0 | 3 | 0 |
| 15 | 和歌山県 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 16 | 鳥取県 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 17 | 広島県 | 2 | 3 | 2 | 0 | 2 | 1 |
| 18 | 山口県 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| 19 | 香川県 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 20 | 福岡県 | 3 | 5 | 3 | 1 | 2 | 2 |
| 21 | 佐賀県 | 1 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 |
| 22 | 長崎県 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 23 | 熊本県 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 24 | 大分県 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 小計 | | 36 | 100 | 36 | 62 | 43 | 16 |
| 合計 | | 136 | | 157 | | | |

調査結果の概要

- ◎手術件数は不妊手術62件、中絶手術43件、断種手術36件、不明16件、合計157件
- ◎不明は認知症による対話困難また高齢のため明確な記憶がない等
- ◎157件のうち、周りから誤情報により本人が自己決定できず手術を受けたケースが5件
- ◎手術を勧める、また手術を強制した人は近親者やろう学校関係者のケースが36件
- ◎他に、聞こえない理由で結婚や出産を反対される、産んだ子供を養子に出されるケースもある

調査のとりまとめ・考察

- ・受診等記録が残っている例もわずかにあるが、旧優生保護法による都道府県審査会による記録につながるものは現在不明
- ・現在のような手話通訳者や施設、当事者に対する相談相手（窓口）等の社会資源も非常に乏しく、相談記録等も残っていない。
- ・当時のろう学校の一部の教育者や保護者等には、聞こえない夫婦の出産や子育てを禁止、或いは薦めないと優生思想と言える考え方方が常態化
- ・強制不妊手術、中絶手術が多い。
- ・被害当事者の一部から「国に謝罪してほしい」という強い要求もあり、被害者救済に対する連盟の方針を具体化。

シャーロット勧告案は

盲聴啞者にも所得税輕減を

シャーロット博士の日本に對する強制改革勧告案による事実、聴啞者に対する所得税の徵收は一般人に対する各種の徵收の他に更に、一

万二千圓の特別扣除を行うようとに指令されてゐる、これは政府官吏直係に於てもその實現はほゞ確實と認められてゐる

強制断種手術は

本人の同意がなくとも出来る

優生保護法の規定により強制断種を行ふ場合、從來は憲法に規定せられた基本的人権を尊重する意味で、本人の同意を必要とするものと見られてゐたが、もし本人が承知しなかつた場合の方針について厚生省より法務省にその見解を質したところその回答が来た。

それによると断種手術が社會の共存公益上必要であると言ふ醫師の認定及び都道府縣優生保護委員會の決定等正規の手づづきがあつた場合は、本人の身体を拘束し、麻酔の薬を使用して強制的に手術を行つてもよいと當うのである。

ローラー者
女囚の

和歌山ローラー協会慰安交換會

九月十八日、和歌山ローラー協会員は和歌山刑務所に出来かけ、見學と監禁の會を開いた。當刑務所は五〇六名の女囚が在り、これが女囚であるか、これ等の女囚に少しても、慰安と希望とを與へようとの協議では、清酒を持つて行つた。これを知つた女囚等の

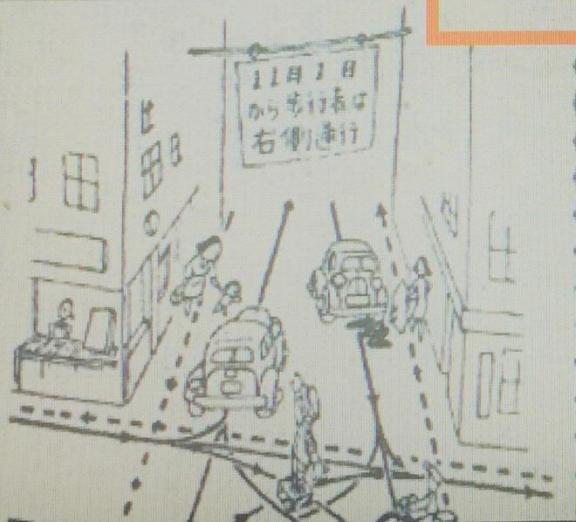
方でも、耳の聞えないローラーの友を慰さめようと、オドリやらす劇を幕間にさむと、やう、慰安交換會の様な珍らしい儀物になつた。女囚等は情にもろく、演技を見て涙を浮かべた。「人間の性は善なり」をしみじみと感じつゝ會員達はつめたい門を去るのだった。

十一月一日から實施されま
交通規則が變りました
人は右側通行 車は左側通行御注意

あらう全国美術展覽會

日本ろう美術家協會の主催で美術の秋の第一回全國美術展覽會が開催される。第一回全國美術展覽會は日本においてはなばなしく開かれる。

わいあ者特有の感覺の說を社會に訴えて認識を休めさせるという意圖に因し、特に連合國カトリック婦人協會、文部省、初日新聞社、全日本聴啞三界、全國ろうあ學校、國立ろうあ教育學校が贊



聴啞者の力作を誇る

十一月廿三日より東京

日本ろう

美術家協會

後援する

個人場所と

台東區上野

ホシヤ商店

展示會完で

く尾を飾る

第一回全國

ろうあ美術

展のこととで

種類は日本

工藝で作品

の製造はな

本展覽會の

荷造費は本

一切は本

寄送による

なが、全

者の懇親

會、會后

懇談があ

聞き取り調査時及び大阪大会での記者会見時の被害者の話①

妊娠検査で病院を訪れたら、勝手に中絶させられそうになった。同行した親族が断って病院を出た。その後無事出産した。

結婚の時に、親同士が勝手に決められ、病院に連れていかれた。手話通訳者もおらず、反発したかったが、できなかった。

親戚から「あなたの母、祖母、いとこもみんなろう者なので、子どももううになる。堕ろしなさい。」当時は手話もできなかつたので、従うしかなかつた。

聞き取り調査時及び大阪大会での記者会見時の被害者の話②

結婚式の一週間前、父と職場の上司と一緒に訳も分からず連れていかれて、無理やりに断種させられた。

妊娠が判明した時、子どもが生まれると不幸になると言われて、仕方なく泣く泣く中絶した。

結婚したいなら、断種手術せよ！と言われて、泣く泣く断種手術を受けさせられた。

何故、ろう者が？

◎ 優生保護法 別表第四「遺伝性の難聴またはろう」

⇒ 同意不要。医師は手術を申請しなければならない。ただし、手続きは面倒。時間もかかる。

◎ 聴覚障害 = 遺伝性 と考える風潮があつたか。

- ① 同意を得て(半強制的に同意させて)手術
- ② 実際には同意していないが、同意したことにして(本人には正しい情報を伝えずに)手術。

⇒ 当時は優生思想という考えが常識的。

背景を考察すると…

手話使用禁止

ろう者を人間として扱わなかつた

聞こえる人に可愛がられるろうあ
者に！という風潮

意思疎通が図れず、意味が分からまま、分かつたふりをして同意しているかのように、強制不妊手術を受けられたというケースがほとんど。

今後の取り組みについて

- ①強制不妊手術等対策チーム立ち上げ、他団体、日弁連との連携
- ②聞こえない被害者の提訴への支援(兵庫県2組提訴中)
- ③調査活動が困難な協会に対し、派遣して調査方法のノウハウなどの支援及び学習会開催など
- ④強制不妊手術の問題や障害者権利条約に関するアジアのろう女性の複合差別について、パラレルレポート、世界ろう者会議(フランス)で発表する予定
- ⑤手話で話せる、使えるといった手話コミュニティのある社会資源を目指し、「手話言語法」「情報コミュニケーション保障法」の制定